

平成29年度第2回

# 新宿区リサイクル清掃審議会

平成29年7月10日（月）

## 第2回 新宿区リサイクル清掃審議会

平成29年7月10日（月）

新宿区役所6階 第4委員会室

### 1. 開 会

### 2. 報告事項

平成28年度資源・ごみの収集実績 【資料1】

一般廃棄物処理基本計画に盛り込むべき事項について（答申） 【資料2】

### 3. 審議事項

一般廃棄物処理基本計画（素案） 【資料3】

### 4. その他

パブリック・コメント、地域説明会について 【資料4】

次回開催日程について

### 5. 閉 会

#### ○審議会委員

出席（18名）

会 長	安 田 八十五	副 会 長	小野田 弘 士
委 員	崎 田 裕 子	委 員	福 井 清一郎
委 員	藤 井 練 和	委 員	唐 沢 吉 治
委 員	安 井 潤一郎	委 員	松 永 健
委 員	友 永 陸 子	委 員	船 山 和 子
委 員	木 村 長 康	委 員	松 永 多恵子
委 員	秋 田 博	委 員	高 野 健
委 員	大 塚 庸 夫	委 員	橋 本 泰 子

委員 渡邊 翠

委員 野田 勉

欠席（2名）

委員 露木 勝

委員 中臺 浩正

◎開会

○ごみ減量リサイクル課長 皆さん、おはようございます。

大変お待たせをいたしました。これより平成29年度第2回新宿区リサイクル清掃審議会を開催させていただきます。

私、この審議会の事務局を務めます、ごみ減量リサイクル課長の黒田と申します。よろしくお願いをいたします。

初めに、出席状況の確認なのですが、本日、露木委員、ご連絡をいただいて、ご都合により欠席というところで、20名中、一応19名の方がご出席というところですが、今、会長のほうからありましたように、まだ2名の方がご到着されていないという状況です。本日の審議会については、成立をしているということをご報告させていただきます。

次に、委員の就任についてご報告をさせていただきます。

新宿区商店会連合会の大室様、そして四谷清掃協会の宮内様、お二人それぞれご退任をされました。そして、新たに新宿区商店会連合会につきましては福井清一郎様、四谷清掃協会は木村長康様に当審議会の委員をお願いすることとなりました。委嘱状につきましては、机上に配付をさせていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

福井様、木村様より、一言でよろしいので、ご挨拶をいただければというふうに思いますので、それでは福井様からよろしくお願いをいたします。

○安田会長 「要求」のところを押してください、4のところ。

○福井委員 新宿区商店会連合会の大室会長、ご勇退ということで、後任の福井でございます。よろしくお願いたします。

○ごみ減量リサイクル課長 続きまして、木村委員、お願いたします。

○木村委員 四谷清掃協会の木村でございます。

○安田会長 マイク、入れていただけますか。押して、4番。4番、「要求4」を。

○木村委員 すみません、初めてなもので、ちょっと使い方もわからないで申し訳ありません。宮内さんが6月にやめまして、6月に新しくなりました木村と申します。何分、初めてなもので、ちょっとわからない部分があると思いますが、よろしくお願いたします。

失礼します。

○ごみ減量リサイクル課長 ありがとうございます。お二人の委員には、今後ともどうぞよ

ろしく願いをいたします。

それでは、本日の会議の資料の確認をさせていただきます。机上に配付をしました資料の確認、まず資料1、右肩のほうに資料番号が書いております。資料1、平成28年度資源・ごみの収集実績、それから資料2、一般廃棄物処理基本計画に盛り込むべき事項について（答申）、資料3、一般廃棄物処理基本計画（素案）、資料4、パブリック・コメント、地域説明会についてということで、お机の上に配付をさせていただきます。答申と一般廃棄物処理基本計画の素案については、事前にお配り申し上げておりますけれども、机上に配付をさせていただきます。何か過不足ございますでしょうか。ありましたら、お手を挙げていただければと思います。

○安田会長 ちょっといいですか。資料、今4種類ぐらいですけども、たくさんある場合はリストを次からつくっていただくと助かると思うんですが、最初のところにね、簡単な。きょうは4つぐらいで少ないからいいけれども、5つか、7つ以上は人間認識できないという説が心理学であるようです。

よろしく申し上げます。

○ごみ減量リサイクル課長 はい、そのようにさせていただきます。

それから、ただいまマイクの使い方ということで、大変失礼をいたしました。皆様の前にマイクございますけれども、これをお使いいただくときに4番の「要求」、こちらを押していただきますと、マイクの縁に赤い電気がつきますので、そうしましたらそこからお話をしていただければと思います。ご発言が終わりましたら、5番を押していただきますと終了という形になりますので、よろしくどうぞお願いをいたします。

それでは、ここから議事進行を安田会長にお願いをしたいと思います。

会長、よろしくお願ひいたします。

○安田会長 皆さん、おはようございます。資料の確認は今しましたので、何か資料等で過不足、特に足りないという資料ありますか。一応、簡単に4種類があるようなんでチェックしていただけますか。大丈夫でしょうか。ない方、言っていただければ、事務局から。大丈夫ですね。

---

### ◎報告事項

○安田会長 それでは、初めにまず報告事項を事務局からご説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

○**ごみ減量リサイクル課長** それでは、報告をさせていただきます。

その前に、1件、ちょっとご報告とお礼ということで、去る7月4日、早稲田の大隈講堂で食品ロスの「もったいない」シンポジウムを開催をさせていただきました。パネラーの方、崎田さん、それから安井さん等にパネラーとしてご協力いただき、本当に初めての企画だったんですけれども、多くの皆様においでいただきまして、ありがとうございました。また、今後ともそういったような部分につきましても、広く情報を集めながらやってまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

本当にありがとうございました。

それでは、事務局のほうから、まず資料1、こちらにつきまして新宿清掃事務所長よりご説明いたします。

○**新宿清掃事務所長** 改めまして、皆さん、よろしくお願いたします。

報告事項1ということで、28年度資源・ごみの収集実績、右肩に資料1というふうを書いてあるA4縦の両面刷りのペーパーをご覧くださいと思います。

こちらが、まず1番目としましてごみの収集量でございます。一番上から燃やすごみ、金属・陶器・ガラスごみ、粗大ごみと、その下が合計量ということでございます。こちらは4月から3月までということでございまして、それぞれ28年度と、その27年度の対比ということで記載をさせていただいております。重さの単位は、全てトンというものでございます。

まず、燃やすごみですけれども、昨年度と比べて若干減っているという状況でございます。金属・陶器・ガラスごみにつきましては、昨年と比べて若干増えているという状況でございます。粗大ごみにつきましては、こちらも減っているという状況で、合計量としましては27年度が7万2,459トンだったのが、7万1,464トンということで減っているというものでございます。

その下が、ごみ収集量の推移ということで、こちら年度ごと、平成17年から28年度まで記載をさせていただいております。燃やすごみは減っておりまして、粗大ごみは減っているというお話をさせていただきましたけれども、金属・陶器・ガラスごみにつきましては、28年度、若干増えておりますが、それまでの経過を見ますと徐々に減ってきているというものが見てとれるかなと思います。

その下のほうの棒グラフにつきましては、区民1人当たりの区収集のごみ量ということで、徐々に減ってきているというのがわかりやすいように、棒グラフで記載をさせていただいたものでございます。

裏面をご覧ください。

裏面の一番上の緑色のところ、可燃ごみ、金属・陶器・ガラスごみ、粗大ごみにつきましては、先ほど表面の最終計というものでございます。

その下が資源回収量の推移と、こちらも17年から28年度までというものでございます。

一番上の集団回収量というものにつきましては、町会ですとか自治会ですとか、マンションの管理組合さんのほうで自主的に資源回収をやっていただいている団体さんということで、数字をあらわしているものでございます。その下のびん・缶以下、小型電子機器までが区が収集しているものというものでございます。それぞれ、集団回収量につきましてもだんだん減ってきているという状況でございますけれども、こちらの集団回収の中で一番大きい重さを占めている新聞紙が、若干このところ減ってきているという状況がございます。やはり新聞はとる方が減ってきておりますので、どうしても収集する量は減ってきてしまうのかなというふうに考えているところでございます。

その以下のびん・缶以下ですけれども、ペットボトル以外は全て減っているという状況でございます。ペットボトルにつきましては、やはりびん・缶のものがだんだんペットボトル化しているという状況がございますので、ペットボトルは増えていくのはやむを得ない状況なのかなというふうに考えているところでございます。

一番下のごみ・資源の計でございますけれども、こちらも年々着実に減ってきているというのが見てとれるかと思えます。

一番下のこちらは、棒グラフと折れ線グラフということでございますけれども、棒グラフがごみ・資源の合計ということで、徐々に減ってきているというのが見てとれるかと思えます。資源の計につきましては、ほぼ横ばいという状況でございますが、資源化率でございますけれども、今年度は0.1ポイント減っているという状況ではございますが、確実に少しずつですが増えてきているというのが、見てとれるかと思えます。

28年度資源・ごみの収集実績につきましてはの報告は以上でございます。ちょっと若干字が小さくて申し訳ございません。

以上でございます。

○安田会長 どうもありがとうございました。

初めての方もおられるので、私、新宿区と大分長くおつき合いさせていただいてますので、最初、筑波大学に勤務していた時代からなんです、それで新宿区に関してほとんどの既存の委員をやられた方はご存じだと思うんですけども、昔、私が高校1年生ぐらいのときに、池田内閣というのが出まして、所得倍増計画と、みんな貧しかったんですね。10年後に所得を2

倍にするという倍増計画、その一種のアプリケーションというか応用で、私、ごみを半減する。それから、リサイクル、広い意味のリサイクルを倍増するというような提言させていただいて、新宿区のほうで採択していただいて、それを目指してきて、必ずしもその10年後、20年後に、何年後にそれを実現できるかというのは、いろんな制約条件があるから非常に難しいと思いますが、基本的な方向は間違っていないとか、ほぼ、最近、横ばいになっちゃっているものもありますけれども、半減もいってないし、リサイクルも倍増してないと思いますが、基本的な目指す方向としてはいいんじゃないかなって気がしているんですね。

ただ、もう一つは、それを具体的な政策手段でどういうふうにするかということで、これも初めての方がおられますので、私は政策というのは、3つの政策があるというふうに言っているわけですね。1つは、モラル型の政策ですね。人々のモラル、心構えとか道徳観、そういうものに訴えてやると。モラル、最終的にはすごく大事なんですけれども、私はモラルだけでは解決できないと言っていて、モラルのシステム化が必要だろうと。モラルが社会のメカニズムの中でひとりでのごみを減らそう、リサイクルを増やそう、そういうものが増える、そういう方向をやるべきではないかということで、具体的な政策手段は2つありまして、1つは規制禁止型の政策。この間、去年の場合、フランスでペットボトルなんか規制されて、もうなくなすという方向に出ていますが、日本、残念ながらいかないんですが、私も理論的にはペットボトルは廃止というか、ほかのリユース型のものに代替すべきだという理論的な考えです。ですから、そのためにはリターナブルの何回も使える容器のほうが有利になる仕組みを、経済的な手段としてとる必要があると。ですから、ペットボトルなんか、今ごみに出しちゃって、新宿区はリサイクルをやっていますが、例えばリユースのペットボトル、これなかなか難しいわけですね。昔のガラス瓶みたいなもの。それで、これにデポジット、預かり金と払戻金を5円ずつ掛けるということで、これが戻る仕組みが出るんですが、そういうものが残念ながらいま、ワンウェイのプラスチック容器がどんどん普及しちゃっているわけですね。これは非常に残念なんで、それを本当は国レベルでやるのが一番いいんですが、新宿区というような基礎的自治体のレベルでも、それを実現していく。

新宿の場合、非常に私は感謝しているんですが、そういう提案を目指す方向に、この10年間以上、見ていますとっているんだ、基本的には。逆の方向にはいってないわけね。ですから、これをもうちょっと皆さん方のお力で、強かに推し進めていくということが必要というふうに考えています。我々の活動というのは、意識しなくても広い意味の経済活動で行われているわけですね、生活、消費も。ですから、経済の仕組みの中で変えていく、そういう経済的手段と

か、そういうものがあります。

例えばレジ袋の研究、私ずっとやっているんですが、1枚5円で有料化すると、大体70%が減ります。それで、10円でやるとほぼ90%以上が減るということで、フランス並みのことも実現が可能だと思いますが、残念ながらそれが、政府レベルで私は採択すべきだと思うんですが、自治体でもなかなか、一部の自治体はやっていますけどね。

ごみ処理料金に関しても、有料化すべきだと。今のように税金で全部やっちゃうというのはだめでして、有料化できるものは有料化して、有料化すると何か問題が出るものに関しては公共財と、マイナスの公共財として、公園とかというのはプラスの公共財ですから、ごみはマイナスの公共財としてそれをやっていくと、そういうことが必要だと思います。

初めての方もおられるようなので、ちょっと余計なことをおしゃべり、私、会長が言い過ぎたかと思いますが、そういう方向で、私は率直に言って新宿区、かなり成果を上げてきていると思うんですが、まだちょっと足りないというようなところを感じていますので、ぜひ皆さん方のご協力もお願いして、これをぜひ実現させていきたいというのが、私の願いであります。

ちょっと長くお話ししちゃって申し訳ありませんが、何かご質問とかあればご自由に、今のご説明のところであれば。

はい、どうぞ。藤井さん。

○藤井委員 すみません、山本さんからのご報告の中で、さっき古紙の量が減っているということでお話あったんですが、これは新聞の量が減ったとかそういう問題ではなくて、抜き取りの業者が毎週走り回っているんだと。これ毎回お話ししているんですけども、まずこれ基本的な認識の問題で、このことが適正に、区民の皆さんが資源として出している量はかなり増えているんだと。だけど、実際それをほとんど持ち去られている。これも、僕、毎朝、犬の散歩しながら区内というか、家の周りを歩いていますから、もう7時前から実はその2トンのトラックが、もううちの下落合の周辺だけで4台も5台も違うトラックが走っているんだと。それが、もう8時前に、もうトラックいっぱいになるぐらい集めていると。そういう実態をきちっとというか、再々、調べてもらいたいというお話をして、これは先ほど会長、言われたように、20年ごろを起点にして、ごみ半減、資源倍増という計画を立てました。そのときの大体見通しから見て、これはできるというふうに判断をした上で、たしかあの計画は立ったはずなんです。それについての、新宿区はリサイクルされるんだから誰が持っててもいいということでお話、区の姿勢としてそういう姿勢になっています。それで、古紙屋さんの業界からいくと、草刈り場みたいな形になっているので、非常に朝、散歩してても危ないというぐらいトラック、走っ

ています。まず、よくその辺を調べてもらいたい。

それから、家庭からごみの日に出されている中には、かなりこの新聞紙だとか資源、本来、資源回収できるものがまだ入っています。かなり入っています。一応、その辺のことを踏まえて、何となく諦めた方向じゃなくて、前向きの方針というものを立てていただきたいと、こう考えています。

よろしく願いいたします。

○安田会長 今回の藤井さんのご指摘も、非常に重要な問題も含んでいると思うので、本当は古紙は有限の資源ですから、これを黙って持っていくというのは犯罪ですよ。だから、私は本来、犯罪として、これ取り締まるべきだと、警察の仕事だと思うんですけどね。これ有価物ですから、犯罪なんですよ。

私、横浜の磯子区に住んでいるんですが、私のところではごみの収集ボックスの隣に古紙なんかを置いて、週刊誌なんかも。これは別途回収するという仕組みで、横浜市の場合はやっております。ですから、ほぼ100%回収されて再資源化されています。ですから、ちょっと新宿の場合、これは大都市だから難しい点はよくわかるんですけども、それやっぱり何か警告文を出すとか何かして、これ犯罪ですと、勝手に持っていくのは。ということ、場合によっては取っ捕まえるというぐらいのおどしもかけてもいいんじゃないかなと思うんですよ。

ごめんなさい、僕、しゃべり過ぎ。

どうぞ。

○藤井委員 本当に誰がリサイクルしてもいい、これも一つの考え方で構わないんですが、カウントというか、この掌握をまずきちっとすることが大事じゃないのかということ、毎度お話し申し上げているんですが、実際にどういうアドバンテージというか、この方向性を出すかによって大分違って来るような気もしている。実際、本当にこの資源として出されている場合と、普通にごみとして出されている場合と、かなり毎日、同じ地域、歩いているものですから、大体ここはこうなっているなというのをすごく感じるんですけども。やはり、例えばこれは古紙の組合の皆さんは、やっぱりこの持ち去りの問題については各行政といろいろとやっているという話を聞いておりますけれども、それが仮にやらなくても、まずこのリサイクル量の掌握という意味合いから、最小限度、掌握、大体この程度の量は間違いなく皆さん資源として出されているということについての、まず第1段階はその掌握をきちっとできる体制を、正確じゃなくてもそれをつくってもらいたいというのが希望です。

すみません。

○安田会長 新宿区のほう、すぐ答えるの難しいと思うんですが、個人的意見でも構いませんので、ちょっとレスポンス、お願いします。

○新宿清掃事務所長 確かに持ち去り業者がいるというのは、こちらでは把握はしております。ただ、実際にどのぐらい持っていかれているのかというのは、やはり把握するのは非常に難しいという状況がございます。ただ、古紙回収業者さんのほうで、実際に資源回収として出されているものとして持ち運ばれたものなのか、もしくは業者のほうで勝手に持っていったものなのかということまでわかるかどうかということも、また難しいところもあるのかなというふうには思っています。

ただ、実際に勝手に持っていったらというのはやっぱり犯罪ですので、こちらのほうとしては持ち去り禁止ですとか、そういったようなアピールはしているんですけども、やはり業者もそこはうまいことやっているというんですかね、実際に取り締まりとして新宿区としてできるかどうかと言われちゃうと、非常に厳しいという状況は実際にあります。ただ、実際にゴミを持っていくというのは、やはりよくない行為だという認識はございますので、ただ実際に調査ができるかできないかというところは、今日の時点ではできますとも、できませんとも言えないもんですから、ちょっとどういった方向でできるのかというのは、ちょっと考えさせていただければというふうに思います。

以上です。

○安田会長 あれですか、素人考えなんですけれども、掲示を出すのはできないんですか。これを黙って持っていくことは犯罪であると。ですから、場合によっては罰せられると、そういう掲示を出したらどうですか。掲示は出してあるの。

○新宿清掃事務所長 集団回収のものについては、持ち去り禁止ということで黄色い旗みたいなを出しているんですけども、この4月から新宿区内、警察署、4つあるんですけども、4警察の協力も得られましたので、警察署の4つの名前もことしから入れるようにしています。ですから、どこまで抑止効果があるかどうかというのは、ちょっと何とも言えないところはあるんですけども、警察の名前を入れることによって、少しでも抑止効果が得られればということで、4月から対応はさせていただいているという状況です。

○安田会長 一歩前進しているわけですね。それをもうちょっと、2歩、3歩ぐらい前進していただいて。

藤井さん、どうぞ。

○藤井委員 すみません。集団回収で町会等がやっているものではなくて、区収として回収し

ているものが持ち去りの対象になって、集団回収でやっているものについては持ち去りしません。それで、区によっては、これは明らかに区のあれですから、処分しますよということを条例で盛り込んでいる区もあります。そこまでしなくてもいいんですけども、これはどのくらいの量が出ているかどうかというのは、例えば1週間、2週間、定点観測をやるとどのくらいの量がこのところには出るんだと。それが目の前で持っていかれても、それだめよなんて言わないで、見てちゃんとカウントすれば量はわかる。単純に言えばですよ。だから、そういう何か手法をまず第1段階は考えた上で、そうするとこれだけの量はどういう意味を持つかということを検討していただけないかというお話なんです。

○安田会長 この辺は、藤井さんのところでもちょっと協力していただいて、ちょっと役所と協力チームをつくって……

○藤井委員 だから、例えば町会とか、そういうところで協力したり、何かはできると思うんですよ。

○安田会長 そうですね。その辺、ぜひご検討をお願いします。

○藤井委員 ただ、時間がかかるものですから。例えば丸一日、1人の人が、まちの人がやってよというわけにもいかないこともありますから、それも朝、もう6時台から動いています、トラックは。

○安田会長 では、渡邊さん、どうぞ。

余りこの議論ばかりやって、メインの議論ができなくなっちゃうので、簡単をお願いします。

○渡邊委員 このことについては、今までも何回も話題になったと思います。それで、その持ち去りの量をはかるというのは、今そこに立って見張りをして、どれくらい持っていかれるかということをはかるとおっしゃいましたけれども、そのために費用を使うというのはもったいないのではないかと。それで、世田谷のように全て区でもって集めているところでは、そういうやり方をして区のほうで見張りを立てているようですけども、それをやると1,000万円ぐらいかかると、新宿区で。それで、それだったら、どこかでいずれはリサイクルされるのだから、そこに余り費用をかけたくないというのが、前の区長のお話だったと思います。

それで、分母も分子も確かでないもので、リサイクル率が何%、何%というのは余り意味がないので、一つの目標として立てていけばそれでいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。余り細かなところにこだわらないほうがいいと。

○藤井委員 これは数%じゃなくて、この変化の集団回収の減量と区収の減量の割合からいくと、要するに3,000トン、4,000トン、年間、持ち去られているという数字なんです、これは。

その簡単な数字であれじゃなくて、多分億に近いお金が消えていく、そういうふうに言ってしまえば。それを、要するにその見張りをつけて何とかというんじゃなくて、まずある程度の概略の正確な量ぐらい把握をすれば、これはどういう対策をとったほうがいいかどうかぐらいの判断ができるんじゃないでしょうかと、こういうお話なんです。

○安田会長 では、ちょっとこの議論……。

まだご意見、どうぞ、松永さん。

○松永（多）委員 資源回収のお仕事をしていらっしゃる人から、その報告というのはいませんか、報告してもらおうということは。どのくらいの量を年間、それを資源回収率に入れるということはいませんか。回収率を……

○藤井委員 持っていっちゃう人がいるんです。

○松永（多）委員 いや、持っていく、どこかで資源化されているわけでしょう。その資源化が加えられてないから率が上がってないだけであって、それが入れれば結構いい率でリサイクル化されているんじゃないですか。それは入ってないでしょう。

○安田会長 ちょっとこの議論ばかりやってもしょうがないので、これちょっと事務局のほうに委ねて、少しこれ整理していただいて、次回にでもちょっと報告していただいて、できたらこういうふうに解決したいという区のほうの提案を出していただくとありがたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（「結構です」の声あり）

○安田会長 はい。では、これで一応。

それでは、今度は一般廃棄物処理計画の素案が出ていますので、それについて事務局のほうから説明していただきます。

よろしくをお願いします。

○ごみ減量リサイクル課長 答申です。

○安田会長 ごめんなさい、答申のほうね。

ごめんなさい、その前に答申、私が区長にやった答申の件、これちょっとパスしちゃいました。

資料2を見ていただけますか。

○ごみ減量リサイクル課長 それでは、お手元の資料ですね、2をご覧いただきたいと思えます。

前回の審議会でご了承いただきました一般廃棄物処理基本計画に盛り込むべき事項について

の答申というものでございます。安田会長から吉住区長へ6月6日に提出をしていただきました。答申には、前回いただいたご意見を整理して、意見書ということでつけさせていただきます。

内容については、ご覧いただければというふうに思います。

報告は以上となります。

○安田会長 これについて、今ご説明にありましたように、私と副会長と6月6日の日に区長さんと1時間ぐらい、30分か1時間ぐらいかな、時間とっていただいてご説明させていただいて、区長さんからも前向きに取り組むというご回答いただいたものでございますので、これも大体固まったやつなので、ただご質問なり、ご意見があれば、簡単なものを出していただくとありがたいと思います。資料2に大体内容が出ておりますので。

よろしいですか。

では、これは一応、きょうの段階ではご了解ということで。

---

#### ◎審議事項

○安田会長 では、次は資料3ですね。資料3に移らせていただきます。

これは事務局のほうで、新宿区一般廃棄物処理基本計画の素案の原案をつくっていただいたので、事務局のほうからまずご説明をお願いします。

よろしくをお願いします。

○ごみ減量リサイクル課長 それでは、資料3の一般廃棄物処理基本計画の素案をご覧くださいければと思います。

先ほどの答申を受けまして、基本計画の素案を作成をいたしました。

ちょっと失礼しました。マイクの調子が悪いので。

それでは、資料の3ですね、素案についてご説明いたします。

まず、ページをおめくりいただきまして目次がございます。

もう1枚おめくりをいただきまして、基本計画の趣旨というところから始めます。

今回、これにつきまして前回との相違点というところを主に説明をさせていただきます。

まず1ページ、計画の趣旨なんですけれども、(2)の中ほど以下ですね、本計画につきましては、リサイクル審議会に対して盛り込むべき内容について区長から諮問があり、その答申の趣旨を踏まえたものとなっております。

そして、この計画なんですけれども、この計画期間につきましては、新宿区総合計画との整

合性を図るため、平成30年度から平成39年度まで、この10年間を計画期間といたします。また、計画の進捗、社会経済状況等の変化等の整合性などを図りながら、計画策定の諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うものいたします。

1 ページの下、計画期間の図が示されておりますので、ご覧いただければというふうに思います。

それでは、1 枚おめくりをいただきまして、策定の背景というところでございます。

この間、平成20年度に初めてのものをつくりまして、この間、さまざまな社会状況の変化がございました。特に新宿区においては、平成27年に水銀による環境の汚染の防止に関する法律、これが制定されたことを受けまして、平成28年度から蛍光管の水銀使用製品の適正分別を開始をする、またレアメタルなどの希少金属を再利用するための使用済み小型電子機器、これについても資源回収というような項目に加えております。こういったような部分につきまして、大きく変化をしているところでございます。

ただ、既定政策の継続、これにより想定されましたごみ量の削減、これにつきましてはある一定程度の達成をすることができましたけれども、現生ごみの減量であったり、ごみに含まれる資源の適正分別など、新たなさらなる取り組みでは、想定をした削減量の資源化に至らなかったというようなところが現状でございます。

1 枚おめくりいただきまして、4 ページ、5 ページにつきましては、現時点での現状になっておりますので、ご覧いただければというふうに思います。

それから、6 ページですね、事業者さんの現況というところでございます。新宿区の大きな特徴であります。新宿区では、従業員数、1 名から4 名という小規模の事業者、これが全体の50%を占めているというところが5 ページの表になっております。業種別で見ますと、サービス業、それから卸売・小売、飲食店、宿泊業、これらの順になっているという状況が、こちらの表になってございます。

それから、次ページをお開きください。7 ページでございます。

ごみ量、資源回収の現況ということでございます。平成28年にごみの組成調査というようなものを行いました。そういったような内容をもとにいたしまして、ごみ量の推移であるとか、さまざまな種別に分けた数値が載っているというところがございます。

9 ページ、10 ページをご覧くださいますと、28年に実態を調査をいたしました家庭ごみの組成、燃やすごみの中にどんなものが入っているか、金属・陶器・ガラスごみの中にどんなものが入っているかというのが9 ページ。そして、10 ページにつきましては、家庭ごみの中に含ま

れるごみのその中に入っている資源回収量の割合というようなところでございます。23年度、前回の数値と比べますと、資源の回収品目がどの程度入っているかというところでございますけれども、23年度については30%弱、入っているというような結果でございました。28年度につきましても、21.8%というところで、少し資源の部分が分別されているような状況というのが、結果として出ているところでございます。

次、11ページをお開きください。

11ページにつきましては、今度は新宿区内の事業者のほうから排出されるごみの量というところでございます。持込ごみというふうに言っておりますけれども、一般廃棄物の処理業者が収集する事業系ごみ、ここでの持ち込みのごみ量は、23区全体の発生量から新宿区内の事業者が発生した量を推計したものであるというところでございます。ご覧のように、近年、増加の傾向にあるのが、ご覧のとおりでございます。

そして、12ページ、区が回収する資源及び資源集団回収量の現況というところで、先ほど清掃事務所の所長から報告がありました内容になってございます。平成25年の11月から使用済み小型家電、これにつきましては回収をしております。それから、27年度、拠点回収から集積所回収に変更したというようなところで、事業についてはそのような形で推進をしております。

13ページ、14ページをご覧ください。

これらの経過に伴いました資源回収量の推移と、先ほど会長のほうでおっしゃいましたように、資源回収量の推移ということで、若干、28年度については少し下がっているというようなところでございます。

14ページにつきましては、今度は事業者が行う再利用の現況というようなところです。こちらの表につきましては、区内の延べ床面積の合計が3,000平米以上の大規模事業者、こちらを中心に再利用計画書というものが提出されますので、その内容について集計したものでございます。

それから、15ページをご覧ください。

今度はリサイクル清掃事業にかかる費用というところでございます。

一番上の決算額の表記がございませうけれども、環境清掃総務費、それから資源清掃事業費、環境清掃施設費というように、内容については表の下にご説明がございませうけれども、ご覧のような決算数字というところになってございます。若干でございませうけれども、減少というようなところで頑張っているところでございます。

16ページにつきましても同様でございます。

17ページ、お開きください。

現在のごみ・資源の処理の流れについて図示をいたしました。上段がごみの流れ、下段が資源の流れというところがございます。上段のごみの流れにつきましては、清掃工場であったり、不燃ごみ処理センターであったり、粗大ごみ破碎処理施設等々を経て、最終処分場まで持っていっております。下段の資源につきましては、各品目について事業者の回収によって資源化されるものというようとなっております。

18ページをご覧ください。

これは新宿区の平成29年度の区の収集形態をまとめたところでございます。ごみ、燃やすごみ、それから金属・陶器・ガラスごみ、資源、それから粗大ごみ、ご覧のような形になっております。

なお、29年4月現在で区内の集積所の数、約2万2,000カ所というところとなっております。これにつきましては、少し増加傾向というところがございます。

19ページ、20ページをお開きください。

こちらにつきましては、特に変更はございません。

21ページをお開きください。

ごみの最終処分、こちらにつきましても特に変更はございませんが、この最終処分場である埋立地を延命するため、さまざまな施策を23区、一丸となって進めているというところがございます。新宿区においても、さまざまな資源化等々を含めまして、このようなところの延命化を図っているというところがございます。

22ページ、このような現状がございます。その中から課題というようなものを抽出をいたしました。

まず、1番目、家庭ごみの分別の徹底というところでは、先ほどの組成調査の中身にもありましたように、まだまだごみとならないもの、ごみとしてはいけないもの、そういったものがございます。ごみの分別の徹底というのが必要になります。

それから、資源回収率の伸び悩みということですね。先ほど資源回収につきましては、さまざまな現状をご報告をされました。そういったようなところも含めまして、伸び悩んでいるというところが現状かというふうに思います。新たな資源回収の検討であったり、そういったようなところを検討していく必要があるというところがございます。

それから、3番目、事業系のごみの減量と資源化の推進というところでは、先ほど申しましたように、区の特性であります事業者、中・小の規模の事業者について、ごみの減量及びリサ

イクルの推進に向けた取り組みについて、もっともっと排出指導が重要と、必要であるというようなところと、あとまた事業者さんにおかれましては自己処理責任、こちらの観点から民間の排出物の事業者に移行をしていただくよう、これも推進していくような形が必要かというふうに考えております。

以上が現状から見た課題というようなところです。

23ページ、24ページをお開きください。

これらの現状の課題の中から、それではこれからリサイクルの施策についてどう取り組むかというような部分です。

基本的な考え方、四角で囲ってあります。「ごみの発生自体を抑え、資源循環型社会を目指す」、それから次の箱、「環境への負荷を抑え、効率的に事業を実施する」、これについてはこれまでと同じ基本的な考え方といたします。

23ページ、一番最後の部分をご覧ください。

新計画云々の中では、20年の策定計画から社会状況が変わってきていることを踏まえ、従来からの基本的な考えは変えませんが、現計画の想定の見直しや新たな目標を設定をすることといたします。新宿区のさまざまな地域特性など現状に基づく課題を考慮し、客観的に事業の達成を実現できるような目標を設定する。ごみ減量・リサイクル推進についてさらなる取り組み、見直し・再構築・新規施策、これらを実施をしていきます。答申を受けたものというふうになっております。

24ページ、それでは、では取り組む施策、こちらについて、具体的な施策については、大きく4つの柱を設定をいたしました。

1番目、ごみの発生抑制によるスリムな社会。これにつきまして、ごみの発生抑制の推進ということで、新たに盛り込みました食品ロス・生ごみ減量への取り組みということで、これにつきましては先ほど申しましたように、食品ロスのシンポジウム等々、これらを削減、こういったようなことを削減を実現していくために、フードドライブであったり、それから食品ロスの削減協力店の登録制度、こういったものを導入をすることで、区民の皆さんと事業者の両方へ働きかけを行って、まず意識の向上を図っていくというようなところが大きなところでございます。

それから、次ページですね、25ページをお開きください。

中ほど下ですね、人材を育成する必要性があるということで、人材の育成の講座等の充実というところです。3Rに関する講習会、それから講座を充実させて、地域でご活躍いただく人

材を育てていく、こういった仕組みを形成するというようなところが、新たなどころでございます。

それから、ごみの発生抑制手法の検討というところで、先ほど会長のほうからもお話がありましたけれども、家庭ごみ有料化、今後の課題の検討というところなんです。ごみの有料化については、ごみの発生抑制の効果が期待されるものでございます。この本リサイクル審議会でも、家庭ごみの有料化はごみの発生抑制として有効な手段であるというようなご評価を今までいただいております。しかしながら、有料化、こちらにつきましては、区民の方から直接にご負担を求めることと、それとあと今のごみの収集体制、こちらについても大きく変更する必要があるというようなところ、そういったようなところから区民の方と十分な意見交換を行った上、それからこの審議会でも心配をされております不法投棄の増加、こちらなどの懸念も隣接区との調整が必要というふうになります。

こういったようなところを踏まえまして、幅広い意見の聴取を努めてまいりたいというふうに思います。そういったような中から、検討を進めていきたいというふうに考えております。

2つ目の柱、これにつきましては次ですね、26ページになりますけれども、資源回収の拡充による循環する社会。そしてこちらにつきましては、先ほど資源集団回収、こちらお話がありましたけれども、さらに推進をしていくというようなところ、それから現行の資源回収について、まだまだ資源回収の資源の対象物が含まれているというようなところもございます。排出指導のほう、また周知徹底を図っていくというところ、それから資源回収品目の拡大、これらについても検討が必要であるというようなところを書いております。

27ページをお開きください。

3つ目の柱ですね。事業者による適正処理とごみの減量、それから資源化を推進する社会。こちらの柱につきましては、主に事業者さんへのご理解、ご協力を書いているところでございます。

中ほどの丸になります少量排出事業者、こちらの事業者の方々につきましては、現在、区で収集をするというような基準の中に入っているところが多くございます。事業者の排出実態をきちんと把握をして、効果的な指導を実現していくために、事業者の登録制度の導入と、区で収集する事業者の登録制度を導入をして、しっかりと実態を把握をしていくというようなところ、それから繁華街の地域では、事業系のごみや資源の保管に必要な空間の設置に加えまして、現在では路上へのごみ出し等がございます。そういったようなところも、地域のルール等に基づきながら、適正な排出の仕方について誘導してまいりたいというふうに考えているところで

ございます。

それから、一番最後ですね、27ページの一番下のところなんですけれども、事業系ごみの区による収集の見直し、これにつきましては先ほど申しましたように、区で事業系の収集をする場合につきましては、排出日量の50キロ未満であるという規制がございます。こちらのほうの規制に基づきまして、有料シールを貼っていただいで出していただくというのが現状ですけれども、清掃事業の効率性、それから負担の公平性等を鑑みまして、行政による区収から民間の収集へ切りかえていただくというようなことを進めていくため、事業者の皆さんともご理解、またご議論の中で、日量基準の見直しを検討していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、28ページ、これ4つ目の最後の柱になります。適正なごみ処理を行う社会。こちらにつきましては、これにつきましても新宿区の特性であります外国人の方々、こういったような方々も多く、また区民のほうの転出入も多く、単身世帯が多いというようなところも大きな特徴となっております。外国人の方につきましては、多国語による周知、それから排出の周知で排出ルールを守っていただく等の周知をアピールしていきたいというふうな形で書いてございます。

また、それからふれあい指導班、これは清掃事務所におります排出指導専門の班になりますけれども、そういった指導班の体制を少し見直しまして、適切な分別と排出の指導を強化をしていくというようなところなんです。

それから、28ページ、一番下になりますけれども、住宅、建物の建築時、改築時等、適正な資源・ごみ集積所の設置について規制をしていこうというものでございます。収集作業の効率性であったり、またまちの美観の維持、そういったものを確保していくために、住宅の新築や大幅な改築を伴うものにつきましては、ごみの集積所等についての設置に向けた事前協議、これを清掃事務所と事前協議をするというようなところを義務づけていくような、そういったような部分を促進してまいりたいというのが書いてございます。

そして、29ページ、ご覧ください。

一番最後の段でございます。災害廃棄物への対応。ここ、東日本以降、含めて大災害の経験等を踏まえた上で、東京都の災害廃棄物の計画、こちらとの整合性を図りながら、新宿区の災害廃棄物の処理の計画、これを策定をしていく、これは新しいポイントでございます。

それから、30ページ、そういったような中で、ごみの減量の目標・設定というようなものをどんなものにしていくかというようなところでございます。

これまで本審議会においても、ごみ減量の推進や資源化の向上について、さまざま区民にわかりやすい、それから積極的に取り組んだことが、達成感が実現できる目標を掲げていくべきというような答申を受けました。そういったような答申を受けまして、その下ですね、丸文字になりますけれども、区民一人1日当たりの区収集ごみ量について、平成27年度、これを基準といたしまして、平成39年度までに108グラムの削減ということで、目標を一応、484グラムというふうなことを設定をいたしました。

こういったような部分につきましては、その下、丸の項目、3つありますけれども、区民一人当たり、1日当たりのごみ・資源の総排出量、それから家庭から排出されるごみに含まれる資源物の割合、事業系ごみの再利用率、こういったようなところの数字を、チェックデータというような形で実態を管理して、指標を設定をして管理をしていくというようなところで、計画の進捗を検証していきたいというふうに考えているところでございます。

31ページをお開きください。

こちらにつきましては、規定施策、これまでの施策を継続した場合に、1人1日当たりのごみ量、そういったようなところがどの程度になるかという表でございます。平成39年度につきましては、一人1日当たりの排出ごみ量の推計が548グラムという、これは既定の施策を継続した場合には、そういったような形になります。

そして、32ページ、ご覧いただければと思います。

それを、さらなる取り組みということで484グラム、こういったような形に削減をしていこうというところです。そのさらなる取り組み、これにつきましては、ごみの発生抑制の意識の徹底によるもののごみによるごみ減量であったり、資源回収の推進によるものであったり、事業系のごみ発生の抑制についてであったりというようなところで、こういったものを先ほど申し上げましたさまざまな施策を通じて、削減をしていくというようなところでございます。

それから、33ページをお開きください。

こういったような計画の進行管理につきましては、評価につきまして、計画目標、取組標に関する定量的な評価であったり、各施策の進捗状況についてのベースを、本審議会において毎年、状況について確認を行っていただくというようなところで、こういったようなサイクルの中で現状の進行をしっかりと確認をしていこうというふうなものでございます。

34ページにつきましては、今回の新しい計画の体系図、こういったような体系図の中に盛り込んで、説明をしてまいりましたところでございます。これが本計画の全体像というようなところで捉えていただければというふうに思います。

それから、最後になりますけれども、35ページの第4章、これはし尿の処理基本計画になります。これにつきまして、今現在、新宿区内で約2戸のし尿のくみ取り戸数が存在しておりますけれども、今現在、転出等の事情によりゼロというような状況になっております。これについては、そのままゼロでいくのか、また新たにその転出の、また転入される方がいるのかどうかというようなところ、今確認をしているところでございますが、もしゼロというところになりますと、新宿区のし尿についての基本計画はなくなるというようなところでございます。

以上、雑駁でございますが、計画の説明となります。

以上でございます。

○安田会長 どうもありがとうございます。

いろいろかなり細かくご説明いただいたので、皆さん方からもいろいろご質問とかあると思うんですが、私、新宿区、コミットさせていただいて約20年ぐらいになると思うんですが、かなり当時は一人1日、1キログラム、1,000グラムぐらい出していたわけですね。そのごみの半減化を目指せということで、ほぼ半減に近い状態が実現しつつあるわけで、そういう意味では新宿区の基本的な政策は成功しているとも言えるんですが、まだ不十分な点は、私はごみがたくさん出る社会というのは豊かな社会じゃないんじゃないかと、そういう認識をしまして、ですから豊かな社会、本質的に豊かな社会というのは、やっぱり理論的にはごみゼロ社会、そして循環型の社会じゃないかと。そのために、先ほども申し上げましたが3つの政策ですね、規制禁止、モラル型の政策だけではだめなんで、規制禁止型の政策ですね。例えば事業系廃棄物なんていうのは、行政が後始末する必要ないわけで、理論的には。それで、事業者はもうけているわけですから、事業者の経済活動の中で本来、つまり市場メカニズムの中で解決すべきなんですね。その後始末を、ただ外部不経済効果とって、一般の市民の方にマイナスの効果が出ちゃうために、やむを得ず自治体がやらざるを得ないんですが、理論的には経済の中で解決していく必要があるということでございます。

そういう意味では、基本的には方向としてはよろしいんじゃないかというふうに考えておりますが、そういう意味で理論的には、どこでしたっけ、拡大生産者責任、何ページでしたっけ、ご説明があったのは。わからなくなっちゃった。

○ごみ減量リサイクル課長 28ページです。

○安田会長 28ページ。28ページをちょっと見て、ここをちょっと飛ばしちゃったんですが、担当課長さん、飛ばしちゃったので、ここは割と、28ページのところに拡大生産者責任の考え方に基づく国や事業者への働きかけとって、拡大生産者責任というのは、もともと欧米で出

てきた考えで、E P Rと言いまして、ちょっと英語が苦手な方は申し上げにくいんですが、「Extended Producer Responsibility」、「Extended」というのは広げる、拡大するという意味ですね。「Producer」は生産者の「Responsibility」は責任ですが、生産者の責任を拡大するというので、日本語では拡大生産者責任と訳しております。

ただ、私はこれはちょっと誤解を招く言い方で、私自身は実は「Essential Producer Responsibility」といって「Essential」。「Essential」というのは、英語でどういうことかという本質的、本源的、本質的、本源的生産者責任、つまりこのごみを出す、たくさん出すような、そういう社会はプロデューサー、生産者に根源的な責任があるんじゃないかと、消費者よりもですね。消費者が、何でごみたくさん出るかというと、生産者がごみになりやすいものをつくって売っているからです。ですから、本源的生産者責任、「Essential」、たまたま「Essential」ですから、拡大の「Extended」と英語、E P Rは同じなんですが、私はこの単なる拡大するという考え方は、どこまで拡大するのかわからないので、「Essential Producer Responsibility」、本質的には生産者が責任をとるべきだと。そういう考え方をもうちょっと自治体の中で、それから消費者も、だから企業に押しつけるんじゃなくて、消費者は消費者のもちろん責任はあるわけですが、本質的には生産者にあるんだと、そういう考え方をやっていく必要があるんじゃないかなと。私が余り言い過ぎると、ちょっと問題がありますので、ただここだけはちょっと気になったので申し上げます。

それでは、委員の方々から順番にご質問、ご意見等がある方。

では、渡邊翠さんどうぞ。

○渡邊委員 先ほど黒田課長のほうからいろいろご説明いただきました。22ページに……

○安田会長 渡邊さん、もうちょっとマイク……

○渡邊委員 22ページに、現状から見た課題というのが3つ掲げてありまして、それを解決するための方策が、その後に具体的に取り組みとして載っているんだと思いますけれども、新宿区の特徴である歌舞伎町ですね、歌舞伎町対策というのは、1つの項目として掲げるぐらい重要なことではないかと思えます。

それから、今後の具体的な取り組みの中で、まず現在行われているいろいろな事業について検証して、どこがいいのか、どこがまずいのか、どうすればいいのか、また新しいどういう施策が必要なのかというのを、一つ一つ具体的にやっていかないと、ここに書いてあることは非常に立派なんですが、具体性に欠けるといいますか、なるほどと思っているうちに読み終わってしまって、それだけに終わってしまうというような感じがいたします。もう少し具体的に1

つつつ踏み込んで議論していく必要があると思います。

○安田会長 今、渡邊さんのご指摘、非常に重要だと思って、例えば事業系ごみをなぜ自治体が後始末するのか、これ理論的に僕は間違っているという考え方ですね。事業者は、それによって製品つくって売ってもうけているわけですから、マイナスの生産物であるごみですね、廃棄物、これの責任も100%、生産者が、もしくは流通業者がとるべき、企業が。ですから、そういう仕組みをつくらないと、後始末を行政がやらざるを得ないみたいになっちゃいますので、これは行政側としては積極的にその辺は、きちんと事業者の責任と費用負担、これを制度化していくと、先ほど言いました3つぐらいの政策で制度化していくということが、非常に重要じゃないかなというふうに考えております。

ちょっと私ばかり言ってもあれですので。次、では藤井さん。

○藤井委員 ごみを集める立場から。

今、会長おっしゃられた事業系の、特に大規模事業者については、この事業者責任はかなり徹底されておまして、零細、区収で事業者扱いになっているのは、かなり小さい業者のところが対象になっておまして、これについては例えば家庭と密着している八百屋さんとか、そういうところを含めて、この辺のところをどういうふうに位置づけをするかというのが、1つあると思うんですね。

集めている立場から、ちょっと1つ言わせてもらいたいのは、このサーマルリサイクル、いわゆる少量プラスチックの焼却ということが、今、現行、産業廃棄物にしろという扱いにはなっているんですが、家庭系のものについてはサーマルで、清掃工場の中で燃料として、熱として再回収されている。しかしながら、この事業系については、例えば小さな量であっても、オフィスから出てくる小さいごみの袋だとか、そういうものもともかく分別をしてリサイクルしろ。こういうことで、少量のプラスチック類を収集するというのは、かなり業者を含めて、業界にとっては大きな負担になっている。

例えば、もし商店街の回収を、仮の話でやるとしたときに、焼却できるものと、それから焼却できないもの、この量の比率でいくと圧倒的に焼却できるものが多いわけですね。それで、そのプラスチック類だとか、こういうものは事業系のものでして分別、別収してください。これはこの収集にかかわる費用の負担が非常に大きい。例えば今、手数料という問題があるんですが、区で今、小規模事業者からシールを貼って収集してくださいという形になっておりますが、この料金も、実際は区の予算の六十幾らというこの予算からいくと、現行の料金というのは半値、三十幾らは40円、今度、値上げすれば40円になるんですけれども、政策値段という

ことで非常に配慮された値づけがされている。実際、この事業系の収集の中では、もう勝手に競争しなさいと、こういうような中で収集作業、行われているんですけども、非常にこの少量のプラスチック類というものの扱いをどうするかということについては、環境省へ行くと環境省はそのプラスチックは産業廃棄物ですと。八百屋さんのおばさんが出したビニール袋もそうなんですかと、法律は法律よと、こういうお話あるんですけども、東京みたいな、こういうかなり人口が集積しているところでは、この辺の収集というのは非常に大事で、これはこの行政、区の行政としてある程度、この少量のものについては家庭と同じような扱いできないかというのが、一つは業界、これ中小事業者を、今度、民間の業者が収集しなさいといったときに、大きな実は課題になるものですから、この辺のこのリサイクルという流れの中で、いわゆる大きく分けられるものと、紛れ込んでしまうがないんだというようなものというものが、かなりあるんだということを一応、議論の中で認識をしていただきたいと、ちょっとこういうお願いなんです、まず。

○安田会長 現実の問題ね、今、藤井さんがご指摘したのはね。

○藤井委員 はい、そうです。

○安田会長 それを、だからどうやって現実的に対応していく。これはまた後で区のほうから、行政のほうからコメントしていただけますか。

では、崎田さん、どうぞ。

○崎田委員 すみません、ちょっと今のお話に関してなんですが、いろんな問題を含んでいるので、どこの段階で話したらいいのかがあれなんですけど、今、家庭系も含めてプラスチックが問題になってきているときに、家庭の場合は、例えば家庭というか、今、容器包装プラスチックを資源化で集めているけれども、本当はそれだけじゃなくて製品プラスチックも、製品のプラスチックもたくさんあるのに、それはリサイクルしないのは、ではそういうのをどういうふうにリサイクルしたらいいのかとか、新しいことをチャレンジするんだったらば、ぜひプラスチック系のは素材として集めてリサイクルする方法はないかとか、何かそういうこともぜひ考えていただければ、ありがたいなというふうに思ってちょっと手を挙げました。

それで、あと家庭系と事業系とか、いろいろ違いますので、ここの議論でどのくらいまで、何を今議論するのかというのが、ちょっと交通整理していただかないと、なかなか難しいかなとちょっと思って伺っていました。

あと細かい議論に関しては、かなり答申案を作成するときに皆さんと議論したと思うんですけども、この基本計画の素案に関して申し上げるなら、先ほど来、いろんなご意見があるよ

うに、項目は全部、それなりに項目は入っているので、実際に施策とするときにどこを中心に  
して、具体的にどういう施策を入れていただくことで、ここに実効性のあるものにするかって  
あたりがすごく大事になってくると思いますので、やはり答申案としては、こういう答申案で  
よろしいのかと思うのですが、それをじゃ具体的な施策にするときの一覧表というものをつく  
っていただいて、皆さんで納得していくというような、何かそういうものがあっても、よろし  
いのかなという感じは私もいたしました。よろしくお願いします。

なお、細かい内容のところまでちょっと、少しこの内容について発言してよろしいですか。

○安田会長 余り時間をとらないように、要点だけお願いします。

○崎田委員 わかりました。

ちょっとこの内容について発言させていただくと、まず計画の趣旨というところで……

○安田会長 何ページ。

○崎田委員 一番最初の1ページのところと、その次の3ページの計画の趣旨と背景というあ  
たりに、非常にこの廃棄物の関連法のところだけをお話しされているんですけども、最初の  
例えば3ページの背景のところは、以前の答申案のときには、その資源の効率的な活用は世界  
的に非常に大事になってきたという背景とか、国内では少子高齢化社会になって、新しいこ  
ういう収集で社会課題も考えていくような、新しい時代になっているんじゃないかというこ  
とかいろいろ出ていますので、もう少しそういうことを書き込んでもいいんじゃないかとい  
う感じがいたしました。

2ページのところは、非常に簡単に書いてありますが、そのリサイクル関係の法律は最低限、  
明確なのがあるわけですので、容器包装と家電だけじゃなくて、もう少し食品とか自動車、建  
設、グリーン購入、小型家電ぐらいまではちゃんと書いておいていただいてもいいのかな  
という感じがいたしました。

あと、あと二、三だけちょっと簡単に申し上げると、先ほど来、会長が経済的な手法も大事  
だということを盛んにおっしゃっていただいて、私もそういう方向性は大変賛同するんです  
が、いつもこういうところに、そういう経済のことに関する情報が少ない印象があります。  
今回、15ページ、16ページのところに全体費用に関してはかなり書き込んでいただ  
いているので、これもかなり進んできたなと思ってありがたいと思うんですが、例えば15  
ページのところ、1人、年間幾ら使っているかみたいな、今1万7,000円ぐらいですか、  
1万4,000円ぐらいで済みますか。何かその辺の1人当たり税金どのくらい使っている  
のかというようなことを書いておいていただけると、もっとみんな自分ごととして、  
ごみを減らすということがもっと大事な

だということが、わかっていただけるのではないかなという感じがいたしました。

あと簡単に申し上げると、さっき具体的な施策のところは、私、この前、食品ロスのシンポなんかもやらせていただいて、ここにしっかりと書き込んでいただいていますので、こういうことを具体的に実施していくのが大事だというふうに思っています。

申し上げておきたいことが幾つかあるんですが、28ページ、29ページあたりのところの適正な処理のところ、最近、化学物質とか有害物質に関する適正な処理というのが随分進んできているはずなんですが、ここのところにそういう項目というのが、1つぐらい入ってもいいんじゃないかなという印象がありました。

もう一つ、29ページの一番最後の災害廃棄物の対応のところ、一般論だけ書いていただいて、これでいいんですけども、こういう内容を通常時から区民にしっかりと周知徹底するというのが、その機能させるときに大事だというふうに思いますので、そこをもう一言つけ加えていただければありがたいと思います。

最後に、30ページと、その後のところの目標値なんですけれども、丁寧に書いていただいたんですが、なぜその目標値かということをもう少し丁寧に書いておいていただいたほうが、その数字を目指すところの理由というのを、この中に明確に書いておいていただいたほうが、ありがたいというふうに思いました。

よろしく願いいたします。

○安田会長 かなりいろいろご指摘があったので、それ全部答えるのは大変だと思いますので、基本的なところだけ、課長のほうからとりあえずお答えして、あとは文章なりで、後で回答がいいと思います。

よろしく願いします。

○ごみ減量リサイクル課長 今、何点かいただきました。数値的なもの、それからあと具体的な内容になるかというふうに思いますけれども、今こちらのほうできちんとお示しをするという部分につきまして、少しお時間をいただいて検討させていただければなというふうに思っています。

あと、適正なごみ処理を行う社会ということで、有害物質というお話でしたけれども、例えば有害物質、今回、水銀関係については一応事業として、1つ盛り込んではあるんですけども、そういったような、そのほかの部分というようなことでよろしいのでしょうか。

○崎田委員 化学物質とか化学品とか、そういうことに関してもかなり関心が高まってきていると思いますので、そういう項目を入れておいても、長い目で見るといいのかなという感じは

いたしました。ご検討いただければと思います。

○**ごみ減量リサイクル課長** ありがとうございます。

○**安田会長** その辺はもうちょっと詳しく検討していただいてから、もう一度ご説明してやったほうが良いと思います。

よろしいですか。

では、ほかの方は何かご質問なり、今かなり全体のご説明は、文章はいっぱい書いてあって、要領よく説明していただいたと思うんですが。

32ページのところに、ごみ減量目標達成に向けてのイメージ図というのがございますよね。これは非常にわかりやすい図だと思うので、昔はというか、20年以上前は、大体一人1日、1キログラム、1,000グラム以上、出していたので、それが今592グラムですか、約600グラムから、今度、平成39年度まで、約10年ちょっとで548からさらに484ということで、まさに500グラムを切る目標が出されてて、これ役所としてはかなり決意が必要だったと思いますが、こういう目標を出すのと割とはっきりするので、それをでは具体的に、どういう政策手段で実現するのかというのは、今後の大きい政策課題になっていくと思いますので、その辺はもうちょっと。

それから、34ページの体系図も、まあまあわかりやすい体系図になっていると思いますが、この辺ももうちょっと具体的な政策手段に、これが、どういう具体的な政策手段とリンクしていくのか、その辺を次の段階で詰めていただくといいんじゃないかなと思います。

どうぞ。

○**小野田副会長** ちょっとつなぎで。

さっきの議論も踏まえてなんですけれども、例えば12ページのところの表があれですよ、ちょっと最初の議題で説明いただいた回収の内訳だと思うんですね。多分、山本さんが新聞紙が減っていると言ったのは、この表の一番上のところの話をおっしゃっているのかなと。それで、藤井委員が常々おっしゃられているのは、下の区の資源回収の欄の古紙のデータが、1万1,000トンから5,800まで減っているというような話だったと思うんですが、この上の文を見ると古紙の回収量が減っていると書いてあるんですよ。ただ、その理由に触れてないという文章になっているので、ちょっとだからそこら辺はあれかな、そこの持ち去りで減っているということを事実として区として認識しているのであれば、それは書けばいいだけの話じゃないかなと。それ書けない理由があるのであれば、それをはっきりしていただければいいのかなというふうに思いました。

ちょっとそれも関連してくるんですが、26まで飛んでいただくと、この(2)の①の資源集

団回収の促進の中に、①の3行目から4行目のところに、抜き取りの話ってここにだけ書いてあるんですね。かつ、これは抜き取りが問題だという表現はしてなくて、集団回収をやる対策として、こういう抜き取りを防止するための対策として有効だというような書き方になっているので、ちょっとだからこういう部分が入っちゃっていることも、ちょっと若干、区のスタンスが見えないという話になってしまうのかなと、ちょっと改めてそういう印象を持ちました。

あとちょっと順番で、次の27ページの一番下のあれかな、事業系ごみの区による収集の見直しというところに、多分さっき藤井委員がご指摘いただいた話が入ってくるのかなと思っているので、例えばだからあれかな、この中に入っていますという話であれば、ちょっと計画上はこういうことにしておいて、もう少し個別具体の話は、もう少し別の場で議論していくのかしていかないのかというふうに、ちょっとそこはそういう整理をしていただければいいんじゃないかなというふうに思います。そのプラの話も含めてですね。

それで、29ページの②のあれかな、不法投棄への対応のところ、さっき持ち去りのところで会長が指摘された警告シールとか、そういったことはやっていきますよということなんですが、これも不法投棄への対応になっているんですね。だから、例えば持ち去りの話もやっているのであれば、②のタイトルを不法投棄とか持ち去りとかって対応、書けるのであればですね。ちょっと、だからそこをはっきりさせればいいのかというのは、ちょっと私の個人的な印象です。

○安田会長 よろしいですか。

○小野田副会長 はい。

○安田会長 副会長からいろいろご指摘があったようです。すぐ全部答えられないと思うんですけども、主要なものについて簡単に……

○ごみ減量リサイクル課長 今、副会長のほうからおっしゃった内容については、確かにそのような形かなというふうに思います。表記の仕方が少し浅いというような部分であったりとか、あと部分、特化した形の表記になっているというようなところがございます。おっしゃるとおりに不法投棄等についても、その他いろいろな手法もございますので、そういったようなところ、ちょっと検討させていただければと思います。

○小野田副会長 だから、事実は書いていただいているんじゃないかなと。だから、ちょっとそれは皆さんからのご意見でなかなか書き切れないところは、そこはなぜなんだという話で、ちょっとまた、この計画に書き込むかどうかは別の話もあると思いますので、そういう整理をしていただければいいかなと。

○安田会長 事実を書いて、プラス、現段階ではこう考えているというような説明というのが必要だと思うんですね。後で出すとなると忘れちゃいますので、また基本的にこの枠組みの中で、これを修正していただいて、今のご指摘とか質問に対して、新宿区としては考えているんだというのを、ぜひ事務局のほうで議論していただいて、詰めていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。お願いします。

では、渡邊さん、どうぞ。

○渡邊委員 これからの清掃施策の……

○安田会長 もうちょっとマイクを……

○渡邊委員 清掃施策の取り組みについて、基本的な考え方については皆さん合意していると思うんです。きょうはいろんな方面からの委員が集まっていらっしゃるので、その具体的なことについてもう少し突っ込んで、それぞれご意見を伺ってはどうか。

○安田会長 その辺は、細かい議論も出るから、この大きいところでやるのがいいのか、もうちょっと時間をかけて、例えば幾つかの小テーマとか分けてやるか、その辺ちょっと事務局と相談させていただいて、対応を考えていただきたいと思います。

どうでしょうか、事務局のほうは。

○ごみ減量リサイクル課長 基本的には昨年来、いろいろさまざまなご議論をいただいた中で、そこから具体的な事業というような部分については、今、区の計画を策定している最中でもございますので、なかなかちょっとうまくまだ表現ができないようなところもございますので、一応、ラインとかその幅の中にあるというようなところで、ご理解いただければなというふうには思っております。

○安田会長 今日余りご発言とかない方々とか、初めての方もおられると思いますので、感想も含めて何かあればと思いますが。何でも結構です。

では、安井さん。

○安井委員 この27ページの事業系ごみの区による収集の見直しというところで、排出日量50キロ未満の事業系ごみに関してはということなんですけれども、どのくらいのところをお考えになっている、排出日量、今50キロ未満は区で処理しているということですよ。これを今、どのくらいのところまで下げようとしているのか。まだ全く、これ見て、21年前に事業系ごみなのか、家庭系ごみなのか、随分、先生、やりましたよね。

○安田会長 はい。

○安井委員 具体的に言うと、床屋さんがお客さん用に置いてある新聞だとか週刊誌、これは

事業系ごみだという話が出たときに、床屋さんが、朝、家で見た新聞を店に置いているだけだから、これは家庭だとか、いや、やったんですよ、現実問題。だから、そういうところにいったとき、50キロはやっぱり、藤井さん、多いよね、1日の日量排出50キロ。

○藤井委員 50キロ、かなり大きいお店です。

○安井委員 かなり大きいお店。いや、このぐらいのところはもうやっているよね、個々の店で。月々30万円ぐらい払ってやっていますよ。だから、何かこの50キロというのは、余り有名無実のような気がするんですけども。

以上です。

○安田会長 ごめんなさい、この50キロというのはどこから出てきた数字ですかね、それも含めてご説明をお願いします。

はい、どうぞ。

○清掃事業担当副参事 すみません、お答え遅くなりました。清掃事業担当でございます。

50キロのまず数値の成り立ちでございます。当時、東京都のほうで、清掃局のほうで定めたわけです。原単位というふうに普通、申しておりますけれども、これは一定の調査によって当時定めたものというふうに聞いております。規模につきましてはかなり、今、安井委員のほうからありましたけれども、大きな事業所も含めて調査したというふうな経緯があるというふうに理解しております。

では、今度どれぐらいまで見直すのかということなんですけれども、具体的に今、私どものほうでこれという数字は持ち合わせておりません。ただ、他区を見ると、かなり絞り込んでいっている状況がございます。他区の幾つかの区で10キロという数字が出ております。10キロといえますと、かなり小規模な事業者さんに限定できるようなというふうには理解しているところでございますが、やはり原単位を定めるということは、非常に一般のお店の商業活動に重大な影響を及ぼすことでございますので、これはやはり慎重に定めていく必要があると。原単位については、単純に他区の横引きということではなく、新宿区として、先ほど渡邊委員からありましたように、歌舞伎町の問題、歌舞伎町を含めた繁華街の問題がございますので、そういったものを全て検討した上での答えになるというふうに考えております。具体的な数字はございません。今のところ見込みも、明確な数字はないというのがお答えでございます。

以上でございます。

○安田会長 はい、安井さん、どうぞ。

○安井委員 今お答えのとおりなんですよ。現実問題、あのときは、いわゆる事業系ごみの

有料化に反対する立場でしたから、税金の二重取りだとか、まち中、ごみだらけになってどうするんだとか、やってて50キロということで決着がついただけで、現実には袋の数です。5袋以上、5袋以下は家庭系でやりますからというようなやりとりが現実でした。一つ一つはかれないぞというのを、東京都の清掃局とやっていた経験でいうと、50キロというのは一袋10キロだから5袋で5袋以下はいいですというようなやりとりだったということを思い出して。

○安田会長 10キロ掛ける5袋ね、50キロね。一袋10キロね。

○安井委員 はっきり言って、はかったこと1回もないですから。

○藤井委員 今に関連して、いわゆる少量事業者のところを、要するに許可業者への委託に切りかえろというお話なんですけど、いわゆる家庭ごみの有料化ということを含めて、この適切な費用負担という、この作業の効率化、適切な費用負担という、この29ページのほうにもありますけれども、適切な費用負担さえあれば区が収集してもいいんじゃないかと、一定量はね。特に商店街とか生活に密着したところは、むしろ余り大きく変えないほうがいいような気がするんですね。

それから、先ほど言ったこの少量プラスチックの問題とか、これが事業系の我々の業者のところに来た途端に全部分けてくださいとか、非常に難しい問題が、多分また苦情としてそちらにもいくと思いますし、実際に仕事をしている人から見ると、非常に難しい問題が出てきてしまうということもありまして、その辺のことについては、もう少し時間をかけていただければと思います。

○崎田委員 すみません。今、少量事業者さんは、許可業者にというのを無理にしなくてもというお話があって、無理やりしなくてもいいんですけれども、例えば商店街でまとまれば、きちんと関連の回収の事業者さんが来ていただいて、十分成り立つような状況になるのであればちゃんと資源にさせていただいて、例えば紙なら資源の費用をバックしていただくとか、やはり事業者さんが区に頼らずに、そういう仕組みをつくっていくというのを、区が応援していただくというのが、私はとても大事だと思うんですね。やはりそういう意味で、家庭系もできるだけ有料化の方向で、市民がしっかりと減らす責任を持っていくという方向にしながら、家庭系も事業系もしっかりと同じような形で取り組み、減らしていく。なおかつ、事業者の皆さんのそういう同じようなものが入って、出てくる場合には、それを資源化するような道をちゃんととっていくというのが、私はぜひやっていただきたいなと思っています。

特に少量排出事業者さんの場合、今、外食の方とか、外食店とか食事のお店などから出ている生ごみなどが量的には非常に多いわけですね。ですから、そこに意識を持っていただいて、

しっかりと食品ロスを減らす努力をしていただくとか、そういうことから始めてやっていただくことで、とつても処理費用も、いわゆる調達費用も減るし、処理費用も減るし、結局は事業者さんにとつてもウイン・ウインの感じになっていくんじゃないかと思しますので、私自身はぜひしっかりと小規模事業者さんでもできるだけ同じような、廃棄物は資源化できるような形に持っていくような、そういうコーディネートを区はしていただければうれしいなと思っています。

よろしくお願ひします。

○安田会長 今回の崎田さんのご指摘ももっともだと思ひんですが、理論的に言うとな事業系の一般廃棄物は大・中・小にかかわらず、ビジネスの世界ですから、本来は事業者自身がやるのが理論的には正しいわけですね。家庭系の場合は、理論的にはマイナスの公共財となつて、これがどこかに出されちゃうと被害が大き過ぎるから、それでマイナスの公共財を公共部門が対応するというふうになつている。

○崎田委員 私、そういうふうに申し上げているんですけども。

○安田会長 意味はそういうことだけれども、理論的に言うとなそういうことになつてということですね。

○崎田委員 はい。

○安田会長 一応、解説しておきます。

○崎田委員 ありがとうございます。

○安田会長 ほかにございますか。どなた。

○唐沢委員 唐沢と申します。

○安田会長 唐沢さん。

○唐沢委員 業者でもいろいろありまして、まちの零細業者とか、それからかなりの規模のものとかいろいろあると思ひんです。零細の例えばまちのラーメン屋さんとか、そういうところで専門の業者を使ってやると、かえつて交通の渋滞とか、あるいは排気ガスの問題とか、あるいは1件当たりのコストが非常に高くなるとか、そういう負の面も出てくるんじゃないかと思ひますので、これはちょっと一概には、確かに先生のおっしゃるように、業者は出したものを当然負担するのは当たり前だつて言ひますけれども、全体的で見るとマイナスになる面もあるんじゃないかと思ひます。その辺を……

○安田会長 ですから、それは理論的にマイナスが大きくなる場合は避けるというか、もしくはそこも面倒を見ちゃつたほうが、社会システム全体としては得するといふ、そういう考え方。

ですから全部、つまり理論的には全部カットなんですけれども、マイナスの公共財、ばらまいちやうと、そっちのほうがかえって大きくなっちゃいますから、ツケが。そういう場合は、行政のサービスでやったほうが、社会システム全体としてはペイすると。理論的には、そういうふうに考えます。

○唐沢委員 それなら、結構です。

○安田会長 そういうことです。理論では。

大分時間、議論してきましたけれども、どうしてもという方おられたら。

きょう、いろいろ事務局からもすごくいろんな提案を出していただいて、議論もいっぱい出ましたので、これを整理してまた、さらにそれを解決した点、まだ未解決の点とか、それ事務局、大変ですけれども、整理していただいて、次回、出していただけたらと思います。

○唐沢委員 すみません、もう一つ。

○安田会長 どうぞ。

○唐沢委員 先ほどちょっと忘れたんですが、過剰サービスとか、そういうものから出るごみですね、それに対して規制をかけるということが、今回のこれには抜けているんじゃないかと思うんですが、それはいかがでしょうか。

○安田会長 理論的には入っているんですけれども、具体的な説明がなかったかもわからないですね。

課長ちょっと、一応答弁をお願いします。

○ごみ減量リサイクル課長 例えば過剰包装を辞退をするであるとか、レジ袋を辞退するであるとかというような部分だと思いますけれども、24ページの下から2つ目の丸、消費行動に係わるごみ発生抑制策の推進というところで、マイバッグの持参や簡易包装、商品の購入とか、詰めかえ用の商品、リユース食器の活用などというようなところで記載はさせていただいております。そういったところで辞退をするであるとか、そういった過剰包装になってない品物を選ぶであるとかというような、そういったようなところを、こちらのところには書かせていただいています。

○安田会長 ちょっと、よろしいですか。

どうぞ。

○唐沢委員 過剰のサービスに対しては、料金をとるようなシステムを考えないと、どうしても競争上の理由から過剰サービスはなくならないんじゃないかと思うんです。例えばレジ袋もそうですし、それからいろんなコンビニや何かの割り箸とか、あるいはスプーンとか、そうい

うものはみんな有料化にするような規制をかけないと、どうしても過剰サービスというのは減らないんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

**○ごみ減量リサイクル課長** 有料化にすると、そういったようなものが削減をされるというところかというふうに思います。実際、有料になっている地域、自治体等もありますけれども、まずはそれを受ける消費者の、この項目につきましては、消費者の意識を変えていくというようところで啓発をしていこうというようところです。具体的にそういった罰則規定みたいなものというのは、かなり難しいというふうに考えています。

**○安田会長** ちょっといいですか。今の例えばレジ袋の例で、先ほども説明したんですけども、原価、大体3円50銭しているわけ、1枚、平均的に。これを今ただで配っちゃっているわけですね。だから、みんなばんばんもらっちゃうわけですよ。3円50銭プラス手数料で5円で売れば、約80%の人は自分で持ってくるようになります。もっと高くして1枚10円でやれば、もう90%、ほぼ100%の人が持ってくるんですね。企業、スーパーは、結局ただで配っているように見えて、実は他の商品に全部上乘せしているわけですね。ですから、本来は有料で売ったほうが、社会システム全体としてプラスになる。ところが、それができてないのが日本で、前回、前々回からフランスの例を新聞記事でご紹介したと思いますけれども、欧米なんかではそういう理論的にきちんとやっているわけですね。それが、日本人は何か下手というか、我々、研究者も責任があると思うんですが、きちんとそういうものが正しい方向に採択されるような、やっぱり研究だけじゃなくて提案をしていかなきゃいけないなというふうに感じております。

この問題、いっぱいありますので、今後また詰めて、具体例。

崎田さん、どうぞ。

**○崎田委員** 一言、関連で。

すみません、24ページの今のような議論に関しては、24ページの発生抑制のところをできるだけ拡大解釈しながら、社会のやはり課題意識に沿いながら皆さんで議論をし続けていくというのが大事なんではないかなと思いました。

特に、さっき私が世界的な動きなども背景のところに書いたほうがいいんじゃないかって申し上げた理由は、やはり一つはそこにもあるんですけども、例えば今SDGsとか世界的な議論の中で、食品ロス削減の話と海ごみのことがすごく出ているんですが、海ごみだと、いわゆる海洋生物がマイクロプラスチックを飲み込んでしまうという話が顕在化していて、では何でプラスチックが海の中で小さくなるのかということ、やはりレジ袋などに代表されるいろいろなプラスチック類の容器なども、かなり海に出ているんじゃないかということが、今、世界的

な課題になってきて、レジ袋削減とかレジ袋の無料配布中止というのが、かなり今、世界的なムーブメントとして強くなってきて、何かやはりそこをもう1回、みんなで議論しようよというようなところは、非常に10年ぐらい前のマイバッグキャンペーンのとき以来の盛り上がりを見せ始めていると思いますので、やはりそういう課題意識はみんなで持ちながら、こういうところを具体化するときの方法として、みんなでどういふことができるのかというのは、継続的に話し合っていければというふうに思いまして、そういうことがきちんと考えられるような内容になっているといいなという感じです。

なお、そういう流れの関連で1つ申し上げますと、今、大規模イベントの、できるだけリデュース、リユース、リサイクルを徹底してごみを減らそうというのも、非常に大きなところで考えられていて、もちろんそのきっかけは2020年というのがありますけれども、今、京都の祇園祭のごみゼロのチームが、ことしは大阪の天神祭のごみゼロを提案したり、先日、東京の三大祭の神田明神の視察に来てたりとか、やっぱり今、大規模イベントでできるだけ使い捨て型のものを減らすには、どういふ提案をしていったらいいのかという、そういうような関心を持っている方たちも大変増えてきて、私たちのまちでも結構、イベントのときにはリユース食器を使うとか、いろんな動きは出ていると思いますし、ここにも書いてありますが、こういうのをもう少し強く、例えばイベントで、大規模イベントでのごみ減量もみんなでしっかり考えていくとか、そのくらい明確に、もうちょっと書き込んでいただけると、みんなが考えていけるかなというそういう印象も持っています。

よろしく申し上げます。

○安田会長 どうもありがとうございます。

きょうは事務局のほうから詳しく説明していただいて、委員の方々からいろいろそれへのコメント、質問、疑問等が出されたので、事務局にも非常に参考になったのではないかと思いますけれども、残りの時間もだんだん少なくなって。

資料4が説明がまだですね。では、資料4の説明を事務局のほうでお願いします。

○ごみ減量リサイクル課長 それでは、資料4の説明の前に、本計画の素案についてさまざまご議論いただきました。まだまだ書き足りないところ、それから問題をきちんと整理をしなければいけないところ、また今後の課題というようなところでもご指摘をいただきました部分、修正もしくは追記というような形で、いただきましたご意見について、事務局のほうでまた再考させていただきたいというふうに思っております。それについては、会長、副会長等にご一任をいただきまして作成したいというふうに思っておりますが、よろしいでしょうか。

○安田会長 では、そういう事務局のほうから対応ですので、よろしく願います。

○ごみ減量リサイクル課長 それでは、そのような形でやらさせていただきたいというふうに思っております。

---

### ◎その他

○ごみ減量リサイクル課長 それでは、最後になりますけれども、資料4、こちらをご覧ください。

本日ご確認をいただきます内容について、本計画についてにかかわることでございます。この本計画についてなんですけれども、8月25日から9月25日の1カ月間ですね、パブリック・コメントを実施いたします。計画の素案については、お手元の資料にもお載せしておりますけれども、区ホームページのほか、ごみ減量リサイクル課であったり、それから区政情報センター、リサイクル活動センター、環境学習センター、各出張所、区立図書館でご覧をいただけるようにいたします。ご意見については、郵送、ファクス、ホームページ等、本庁窓口などでお受けしたいというふうに考えております。

それから、2番目の地域説明会でございます。これらの部分につきまして、9月7日、午前、午後、それから9月12日、午後というようなところで地域説明会をさせていただきます。実施内容については、記載のとおりでございますけれども、今回この一般廃棄物処理基本計画と、あと第三次の環境基本計画、この2つの計画について、パブリック・コメント、それから地域説明会というようなものを同時に開催をしたいというふうに思っております。できるだけそういった形のご意見等を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

また、パブリック・コメント等でいただいたご意見等につきましても、最終的な計画案を作成し、次回の審議会でご報告をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○安田会長 どうもありがとうございます。

これは非常に素晴らしいと思いますが、パブリック・コメントだと、何というのかな、その前にそういうものに参加する動機、区民の方が。その動機づけをする必要があるので、何かもうちょっと広報というか記者発表をすとか、広報をもうちょっと徹底するとか、何かその辺はどういうふうに考えておられますか。僕は記者発表をぜひ、各新聞に書いてもらうのが、一番、コスト・ベネフィット的にはいいんじゃないかなと思っております。

○ごみ減量リサイクル課長 今そこまではちょっと考えていないところでございますけれども

……

○安田会長 いや、この内容だったら各新聞もかなり食いついてくると思うんです。

○ごみ減量リサイクル課長 できる限りの広報、周知ということでやってみたいというふうに思っております。

○安田会長 そんなところですが、ほかにどうしてもという方おられたら、あと5分くらいで12時になりますけれども。

では、安井さんどうぞ。

○安井委員 これに対しての問題じゃなくて、この答申、小野田先生も一緒に6月6日……

○小野田副会長 私は行けなかったんです。

○安井委員 ああ、そうですか。行かれたというふうに言われたものですから。

いや、直接選挙で選ばれた区長が、この答申をご覧になられて、前向きに検討するなんていうのは、後ろ向きに検討するなんて聞いたことないわけで、どんな状況だったのか、もうちょっと審議会に対してご説明をいただければいいなと思って発言しました。区長の対応です。

○安田会長 一応、率直に、この原案を区長に説明して、特にそのときは回答なかったですよ。けど、非常に真面目な区長さんですから、若い、いわゆる前向きにいくというのは、僕は感じておりましたけれども。

ちょっと事務局のほうから補足説明を。

○ごみ減量リサイクル課長 会長のほうから概略のほう、またこれまでの経過等について区長にご説明を申し上げました。それを受けまして、区長からは、本当に大きな課題であるということと、あと時間のかかる、解決についてはさまざまな手法や時間がかかること、そういったものを区民の皆さんと一緒に解決をしていく、もしくは行政が主導してさまざまな事業を考えていくというようなことを積極的にご意見いただき、ありがとうございますということと、それを受けまして事業課においてはしっかりとやりなさいというようなことを、区長のほうからは言われたというような状況でございます。

○安田会長 区長さんは、すごく若い区長さんなので、すごく僕は理解力が高いというふうに感じましたけれども、ですから皆さん方も、できたらそういう機会に区長さんにもご意見なり、ご提案なりを出されるといいと思うんですけれども。右から左に流すようなタイプじゃないです、区長さん。

○安井委員 黒田課長、よくご案内のように、前の中山区長は清掃局の作業部長をおやりになられたぐらいの方だから、反対にこういうような答申を持っていくと、だったらこんなふうな

ことできないのかというのをぼんぼんと出される方だったんですね。決して今の吉住区長が、環境行政に対して後ろ向きだとは全く思いませんし、先生おっしゃるように、もうちょっと具体的に、こちらのほうから要望、答申という、要望という形を出していくと、もっと具体的な返事がいただけるのではないかなというふうに考えます。

○安田会長 そうですね。

ぜひ、皆さん方も、個別でもいいし、グループでも、提案をどんどん出されると区長さんも喜ぶんじゃないかと思えますけどね、非常に前向きの方ですから、若くて。

では、大体、事務局のほうから何かありましたらどうぞ。

○ごみ減量計画係長 次回の審議会につきましては、11月に開催したいと考えておりますが、詳しい日時につきましては、会長とご相談の上、改めてお知らせをいたします。

---

◎閉会

○安田会長 では、どうも長時間ありがとうございました。

午前11時57分閉会